

専決処分の不承認に伴う措置について（報告）

「平成28年度河合町一般会計補正予算（第6号）の専決処分及び不承認とその後の措置等」及び「平成29年度河合町一般会計予算の専決処分及び不承認とその後の措置等」について、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

平成29年6月1日

河合町長 岡井 康徳

1. 平成28年度河合町一般会計補正予算（第6号）の専決処分及び不承認と その後の措置等について

【専決処分を行った経緯について】

平成28年度一般会計予算において、決算見込などによる財源の振り替えや会計間での繰入れ繰出しなどの補正予算を調整し、年度末である平成29年3月31日までに議会の議決を得る必要がありました。

例年、この議決については、年度末で議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しており、今年度も同様の処理として、平成29年3月31日付けで、平成28年度河合町一般会計補正予算（第6号）について専決処分を行ったところです。

【専決処分の報告と不承認になった場合の措置について】

専決処分については、地方自治法第179条第3項の規定により、次の議会に報告しその承認を求めなければならないことから、平成29年第1回河合町議会臨時会（5月）に承認を求める議案を提案しましたが、不承認となりました。

専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、長は速やかに、その専決処分に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

「必要と認める措置」としては、補正予算の提案などが考えられますが、今回の補正予算が年度末での専決処分であり、予算の修正は困難であると判断いたしました。

そこで、専決処分を行った経緯および専決処分が不承認となったことについて、町民の皆さまに説明し、この旨を町議会に報告させていただく次第です。

2. 平成29年度一般会計予算の専決処分及び不承認とその後の措置等について

【専決処分を行った経緯について】

平成29年度河合町一般会計予算につきましては、平成29年第1回河合町議会定例会（3月）に提案しました。

予算審議の過程で、「認定こども園の整備」や「財政健全化に伴うイベント等の削減」などについて、多くの質問等がありましたが、修正案の提示などはなく、原案否決という結果になりました。

新年度が開始するまでに当初予算が成立していない場合、住民生活や行財政運営などに多大な影響が出ることが予想されることから、臨時会の開催に向けた協議を重ねてまいりましたが、新年度開始まで7日間しかなく、臨時会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「認定こども園の整備」に係る経費を削除した、平成29年度河合町一般会計予算の修正分について、平成29年3月30日付けで専決処分を行いました。

【専決処分の報告と不承認になった場合の措置について】

専決処分については、地方自治法第179条第3項の規定により、次の議会に報告しその承認を求めなければならないことから、平成29年第1回河合町議会臨時会（5月）に承認を求める議案を提案しましたが、不承認となりました。

専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、長は速やかに、その専決処分に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

「必要と認める措置」として、専決処分を行った経緯および専決処分が不承認となったことについて、町民の皆さまに説明し、この旨を町議会に報告させていただく次第です。

なお、「認定こども園の整備」や「財政健全化に伴うイベント等の削減」などについて、町民のご意見を伺い、また、議会との意思疎通も図りながら、再度検討を行い、その結果により補正予算での提案などを考えてまいります。

【今後の町政運営について】

今回の提案議案の不承認について、提案者である町長として、この結果を大変重く受け止めると同時に、町民の皆さまに心よりお詫びを申し上げます。

今後も、町民の皆さまへの情報提供に努めるとともに、議会との意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【用語解説と条文の抜粋】

◎専決処分

本来議会において議決、決定する事件について、特定の場合に地方公共団体の長が議事に代わって当該事件を処分すること。

◎定例会

地方公共団体の議会の会議の種類のひとつ。定例会は付議事件の有無にかかわらず、定例的に、毎年条例で定める回数招集する。当町では年4回と定め、毎年3月、6月、9月、12月に開会している。

◎臨時会

地方公共団体の議会の会議の種類のひとつ。臨時会は必要がある場合において、特定の事件に限って招集する。

◎補正予算

予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調整する予算。

◎地方自治法第179条

普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

(2) 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

(3) 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(4) 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。